

## 課題シート

専門部会名 : 子ども支援部会

提出年月日 : 2020年7月3日

## 課 題

副籍制度について

## 課題の現状

副籍とは特別支援学校の児童生徒が、居住する地域の小中学校に副次的な籍を持ち、直接的、間接的な交流を通じて地域とのつながりの維持、継続を図る制度です。子どもに障害があると、義務教育の殆どを市外で過ごすことになり、社会に出て地域に戻った時や災害時、親も子も誰も知り合いがいないという事がないように、この制度が十分に機能する事が強く望まれている。

保護者の聞き取りからは、保護者の負担が大きい、受け入れ校によって格差があるなど、課題も多く、決して満足な内容の副籍が実施されているとは言えない現状がある。

専門部会における  
検討内容

まずは現状を知ることとして、特別支援学校の小中学部の保護者にアンケートをとったところ、副籍を希望する子どもは少なく、中学に上がるとほとんどなくなってしまいうという実態が把握できた。

このアンケートを基に「なぜ希望者が少ないのか？」を教育委員会と連携しながら、話し合っていく必要がある。

## 現計画での位置づけ

特別支援学校に在籍する障害のある児童・生徒について、居住する地域とのつながりを維持・継続するため、地域の小・中学校に副次的な籍を持つ副籍制度を活用し、地域における活発な交流をはかる。

課題解決に向けた  
”具体的な”対策

副籍の制度について市の考えを聞く為、障害福祉課を通して市の教育委員会との日程調整を行ったが、コロナ禍により中止となった。

そのため、プロジェクト会議終了後も引き続き子ども支援部会で、市との話し合いの場を設ける予定である。

## 連携する関連機関

特別支援学校保護者会 昭島市教育委員会

プロジェクトで検討した  
次期計画に向けた提案

# 課題シート

専門部会名：相談支援部会

提出年月日：2020年6月

課 題

家族の支援が必要な場合がある

課題の現状

相談支援部会での事例検討の中で、ご本人だけでなく、家族支援の必要な事例が多数挙がってきている。例として、両親が高齢で認知症や疾患があり、本人だけでなく親の介護や支援が必要となっている事例、子供にも何かしらの障害があり、子育てが困難な事例もある。それぞれのケースで利用できる制度や支援方法、関係機関等が変化すると、関係機関連携がうまくいかない場合もあり、適切な支援が提供できずに、ご本人、ご家族が生活困難に陥るケースもある。

専門部会における  
検討内容

**【部会員の意見※抜粋】**

- ・医療との連携も必要
- ・思春期の子供の親の会がない。親のつながりも必要。
- ・同家族で何人か障害のある方がいる場合、市や委託相談支援事業所に繋げるようなシステムの構築。
- ・介護の方ではケアマネが入る、障害とも連携することもある。包括にそういった連絡があるので、色々なところに繋げていく事もある。関係機関で集まり役割分担をする形で分散して、それぞれで共有していく。
- ・委託相談事業所のあり方を再検討。どのような役割が必要なのか。委託事業所の役割を明確にして一緒にやってもらえればいいと思う。

現計画での位置づけ

(1) 相談支援体制の充実 (番号1 相談支援事業)

課題解決に向けた  
”具体的な”対策

- ・基幹相談支援センターの設置
- 【人材育成】**各種研修に開催し、専門的人材の確保、養成。相談支援事業が抱えている困難ケースへのスーパーバイズ等。
- 【地域連携】**困難ケースなどに対する関係機関連携のつなぎ役。
- 【相談支援】**総合相談、ワンストップの相談体制、24時間体制の相談支援の実施。

連携する関連機関

行政、医療機関、保健所、特別支援学校、特別支援学級、包括支援センター、社会福祉協議会、児童相談所、子供家庭支援センター、教育委員会、就労支援センター、ハローワーク、民生員等

プロジェクトで検討した  
次期計画に向けた提案

- ・5期計画に項目として基幹相談支援センターの設置が掲載されていない。次期の計画の項目に掲載したい。昭島市での相談支援の役割などの再編なども検討していきたい。
- ・8050問題や障害のあるお子さんの成長過程には就学等の様々な課題がある。家族全体の支援体制が構築されるように相談支援の専門性を高め、関係機関との連携を図る事が必要と考える。
- ・事例検討会で地域の課題の積み上げを継続して行う。今年度も事例検討会を開催し、ある程度の地域課題が抽出されてきているので、3月中に年度のまとめを行い、課題の解決に向け議論をしていきたい。

# 課題シート

専門部会名：自立生活支援部会

提出年月日：2020年6月16日

課 題

移動支援や行動援護は通所や通学時に利用できない。

課題の現状

- 通所や通学等で移動支援や行動援護を利用出来れば良いが、利用出来ない
- ヘルパーの対価が低いため人材が不足し利用者に必要なサービス料を提供できず、障がい分野から事業所が撤退しているケースも出てきている。（身体介護なしの場合、単価が低い為、通所や通学での利用は事業所としても赤字になってしまう）。
- 特別支援学校では、社会参加の一步として地域に積極的に出かけることを働き掛けるが、生徒から「ヘルパーがいない」とあきらめている様子がみられる。
- 利用希望が集中する、平日の夕方や、土曜日曜日、また長時間のヘルパー利用ができていない。
- 公共交通手段が少ない地域で、車いすを利用している方などは、出かけるのを、あきらめるケースがある。
- 同性ヘルパーが見つからない（特に男性）

専門部会における  
検討内容

- 【通所や通学等で利用できない】
- 家族の病気や高齢化等により、送迎や外出準備等ができず、学校や日中活動に行けなくなるケースも見られる。
- 障害福祉サービス利用拒否の家族に対して利用の端緒として、移動支援を使うことが有効だが、ヘルパーが足りない現状では福祉サービス利用の機会を逸してしまう。
- 卒業後のためにも、ヘルパーを利用して通学時等に公共交通機関の利用を練習することは重要である。
- 相談支援のアセスメントにより、支給決定が出る場合もあり、障害福祉課CWとの日ごろからのケース共有等の連携が重要であるが、移動支援だけでは相談支援は関わらない。相談支援が関わらず、利用者本人や家族がサービスを利用したい場合にも等しく機会が与えられる制度にしていく必要がある。
- 通学通所の支援では、短時間の利用で交通費もかかり受け入れられるヘルパー事業所があるのか。事業所が移動支援事業を継続していくには、早朝加算や通学時手当等の設定、また交通費や事務経費などを別に支給が必要である。
- 【ヘルパー不足等】
- 移動支援や行動援護は、通所や通学時だけでなく、日常から使えていないという深刻な問題が起きている。
- 地域のヘルパー事業所に対して、昭島市移動支援事業についてのアンケート調査を実施した結果、現在の昭島市の移動支援事業の報酬単価では事業運営が困難であると、全事業所より回答があった。
- 専門性を求められるのに単価が低く、障がい分野から事業所が撤退しているため、ニーズに応えられない現状がある
- 実際に働いてくれる人の確保や人材育成も急務である。

<p>現計画での位置づけ</p>	<p>第3節 自分らしく暮らせるまち  4 社会参加の促進  (3) 外出支援の推進 項番 98 移動支援事業（地域生活支援事業）  第4節 安全・安心に暮らせるまち  2 地域福祉の推進  (2) 福祉人材の育成と地域との連携  項番 114 移動支援従事者養成研修の実施</p>
<p>課題解決に向けた具体的な対策</p>	<p>【通所や通学等で利用できない】  ○相談支援と連携して、個々のケースで対応できるよう市に働きかける。  【ヘルパー不足等】  ○障害分野のヘルパー事業所の現状と課題を集計したものを、市に提出して、移動支援の報酬単価を国基準以上とし、早朝加算や夜間加算の設定も市に働きかける。  ○昨年度同様、市民に障害福祉の仕事を知ってもらうためのイベントを企画する。</p>
<p>連携する関連機関</p>	<p>障害福祉課、家族、特別支援学校、特別支援学級、相談支援事業所、日中活動事業所、  包括支援センター、他市ヘルパー事業所、</p>
<p>プロジェクトで検討した次期計画に向けた提案</p>	<p>現行の「障害者福祉計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の以下の項目に該当する箇所について、新計画に下記のように記載していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5章 第3節 自分らしく暮らせるまち 4 社会参加の促進【現状と課題】に、ヘルパー不足により供給不足になっていることを記載する。</li> <li>・事業内容 98 番「移動支援事業」の内容の記述「屋外での移動が困難な障害のある人を対象に、外出支援を行うため、ガイドヘルパーを派遣します。」を、「<u>屋外での移動が困難な障害のある人を対象に、福祉サービス利用の端緒としても社会参加へのきっかけとしても有効な、外出時の支援を行うガイドヘルパーの派遣を柔軟に行います。</u>」という内容へ。</li> <li>・事業内容 114 番「移動支援従事者養成研修の実施」の内容の記述「移動支援事業のガイドヘルパーが不足している状況を踏まえ、ガイドヘルパー養成研修を実施し、人材の確保に努めます。」を、「<u>移動支援事業のガイドヘルパーが不足している状況を踏まえ、不足解消の手段の一つとしてガイドヘルパー養成研修を継続して実施し、人材の確保に努めます。</u>」という内容へ。</li> </ul> <p>「昭島市移動支援事業実施要綱」の変更を要望する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学通所時でも家族の体調不良時等に移動支援事業が使えるようする。</li> <li>・上記緊急時対応の時間は、通常認められている時間を超えて利用できるものとする。</li> <li>・要綱変更について昭島市ホームページでの周知を行う。</li> </ul> <p>「昭島市移動支援事業に関する単価の改定」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2006年以降初めて2020年4月に単価の値上げをしていただいたが、まだまだ国基準の他のサービスより低く、特に利用希望が多い早朝夜間帯の単価設定がないためヘルパーの手配が難しい状態が続くと考えられる。早朝夜間の別単価設定も含めて今後も単価値上げの検討をしていただきたい。</li> </ul>



# 課題シート

専門部会名：防災部会		提出年月日：2020年7月
課題	災害発生時、発生後の安否確認や福祉避難所や避難所での受け入れ等の対策が未確立	
課題の現状	総合防災計画の中で、要支援者名簿の作成は進んできた。しかし活用についての検討と、各自治会単位に対して名簿の開示方法や要支援者個別計画の作成についての議論が必要。	
専門部会における検討内容	安否確認の具体的な方法と福祉避難所や避難所での受け入れ、学校バリアフリーの問題等発災後の支援策を検討する。	
現計画での位置づけ	防災対策の推進(昭島市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画)	
	事業名	内容
	学校避難所支援体制の推進	災害時の一次避難所となる学校避難所の運営について、学校避難所運営委員会(自治会、学校、民生委員、PTAなど)を組織し、障害のある人にも配慮した避難所運営や支援体制の検証を進めます。
	避難支援プラン・避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者の避難支援プラン(全体計画)に基づき、これまで運用してきた「災害時要援護者登録制度」に代わるものとして、災害時に自ら避難することが困難な人で、避難に関し特に支援を必要とする方を登録する「避難行動要支援者名簿」の作成を進めます。
	避難行動要支援者支援体制の整備	「避難行動要支援者名簿」を活用し、災害時の避難支援や、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命や身体を災害などから適切に保護するための取組について、検討を進めます。
課題解決に向けた”具体的な”対策	学校避難所支援体制の推進	各学校避難所委員会に、当事者・家族と障害福祉サービス事業所を含めて、参画していくことが望まれる。また、委員会に参加している方々の情報交換の場をもうけて、均質化とレベルアップを図る。
	避難支援プラン・避難行動要支援者名簿の作成	名簿の作成は、行政の進捗状況の確認とともに、新たに浮き彫りになる災害にも、対策を検討し個別支援プランへの反映を行っていく。
	避難行動要支援者支援体制の整備	名簿の活用と更新を行い、自治会・自主防災組織や民生委員との連携を図る。また、防災機関より最新の情報を得ると同時に、当事者・家族からの提案を行い、支援体制の充実を図る。
連携する関連機関	昭島消防署、昭島市防災課・福祉総務課・生活コミュニティ課 昭島市自治会連合会、民生委員児童委員協議会	
プロジェクトで検討した次期計画に向けた提案	各学校避難所運営委員会において、要支援者としての障害者の認識に濃淡が存在する。事業所の参画を含めて障害福祉関係者の配置を希望する。 新たな災害形態として台風19号の警戒レベル3の時点では要支援者の避難困難が見受けられた。具体的な個別支援プランの整備と精査が必要である。	